

住生活基本法施行規則新旧対照条文 目次

一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号） ..... 1

二 国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号） ..... 2

改 正 案

（法第二条第五号の国土交通省令で定める土地の区域）

第一条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第五号の国土交通省令で定める土地の区域は、都の区域（特別区の存する区域に限る。）  
、大阪市の区域及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であつて、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十七条第一項に規定する都道府県計画において定められた同条第二項第六号の住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の区域とする。

（権限の委任）

第五十一条の二 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長に委任する。ただし、法第九十五条第一項、法第九十六条において準用する土地区画整理法第二百二十六条第一項及び法第九十九条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

（削る。）

（削る。）

- 一 法第四条第一項の規定により指定すること。
- 二 五略

現 行

（法第二条第五号の国土交通省令で定める土地の区域）

第一条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第五号の国土交通省令で定める土地の区域は、都の区域（特別区の存する区域に限る。）  
、大阪市の区域及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であつて、法第三条の三第一項に規定する供給計画において定められた同条第二項第四号の住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の区域とする。

（権限の委任）

第五十一条の二 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長に委任する。ただし、法第九十五条第一項、法第九十六条において準用する土地区画整理法第二百二十六条第一項及び法第九十九条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三条の二第一項の規定により供給基本方針を定め、同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、及び意見を聴き、並びに同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により公表し、及び送付すること。

- 二 法第三条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受理し、及び送付し、並びに同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により必要な助言をすること。
- 三 法第三条の六第一項の規定により指定すること。
- 四 七略

改 正 案	現 行
<p>（土地市場企画室及び宅地整備調整官）            第四十二条の二 土地政策課に、土地市場企画室及び宅地整備調整官一人を置く。</p> <p>2 土地市場企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 略</p> <p>二 住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）の施行に関する事務のうち、住生活基本計画（同法第十五条第二項第五号及び第十七条第二項第六号の住宅地に係る部分に限る。）に関すること。</p> <p>3・4 略</p>	<p>（土地市場企画室及び宅地整備調整官）            第四十二条の二 土地政策課に、土地市場企画室及び宅地整備調整官一人を置く。</p> <p>2 土地市場企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 略</p> <p>二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の施行に関する事務のうち、供給基本方針及び供給計画（住宅地に係る部分に限る。）並びに宅地開発協議会に関すること。</p> <p>3・4 略</p>